

件名	鶴見工場焼却残さ輸送委託		
履行場所	鶴見区末広町1丁目15番地1		
履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
入札参加条件	営業種目	廃棄物処理に登録していること	
	所在地区分	市内	
	その他	<p>①横浜市的一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であること。</p> <p>②仕様書で定める車両等を保有、又は用意することができること。</p> <p>③直近1か年の間、本市焼却工場に許可業に基づく事業系一般廃棄物の搬入実績が毎月20日以上あること。又は、過去の本市における同一の委託業務での履行経歴を有すること。</p> <p>④公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。また、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、過去1か年の間、一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない(又は受けても期間内に納付している)こと。</p> <p>⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>⑥公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を受けていないこと。</p>	
提出書類	<p>①公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>②一般廃棄物収集運搬業許可証の写し</p> <p>③車両調達等計画書〔車検証を添付。予定の場合は、引受証明書等を添付〕</p> <p>④委託業務経歴書〔契約書の写しを添付〕</p> <p>⑤誓約書・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員等を確保の上、必要書類等を提出し、適正に業務を履行することを誓約するもの。</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するもの。</p>		
支払条件	前金払	しない	部分払 12回以内
最低制限価格制度	【該当】 ・ 非該当		
備考	本案件は、令和2年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、伺として成立しません。また、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市廃棄物処理委託契約約款を適用することとします。		